公的年金受給手続き

受給資格を満たすと年金を受給することができますが、年金の請求手続きが必要です。請求書類に添付する書類等を揃えて、年金事務所や年金相談センターへ提出します。

○老齢年金の手続き

年金を受けるのに必要な資格期間 (10 年以上) を満たした方に日本年金機構から手続き 書類が受給開始年齢到達の3ヵ月前に登録されている住所宛に送付されます。

書類に記入、捺印し受給開始年齢到達後に取得した添付書類等を揃えて最寄りの年金事 務所や年金相談センターに提出します。

○遺族年金

亡くなられた遺族(妻や子)が請求手続きをしますが、受給出来る遺族に条件があり条件 を満たさないと受給出来ません。

手続きには、死亡診断書や戸籍謄本なども必要になります。

最寄りの年金事務所や年金相談センターで詳細を確認いただき手続きください。

○障害年金

厚生年金保険や国民年金に加入中に障害の原因となった病気やけがについて初めて医師 の診断を受け一定の障害状態にある受給資格を満たした方が請求出来ます。

初診日から1年6ヵ月を経過していることや保険料納付要件なども確認されます。 また、医師の診断書等も必要になりますので、詳細については、最寄りの年金事務所や年 金相談センターでご確認いただき手続きください。